

高齢者補聴器購入費助成

令和7年5月12日 対象者の要件追加

事業概要	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の補装具費支給の対象とならない聴力機能の低下した高齢者に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。
助成額	補聴器本体購入額の1/2 上限：住民税非課税世帯 40,000 円 住民税課税世帯 20,000 円
対象者	次の要件をすべて満たす人 <input type="checkbox"/> 市内に住む 65 歳以上の高齢者 <input type="checkbox"/> 耳鼻咽喉科の医師に補聴器の必要性を認められる人 <input type="checkbox"/> 両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満である人 <input type="checkbox"/> 認定補聴器専門店で補聴器を購入する人 <input type="checkbox"/> この事業による助成を受けたことがない人 <input type="checkbox"/> 市税等の滞納がない人（要件追加）
申請方法	①耳鼻咽喉科へ受診し、医師意見書の作成を依頼してください。 ②申請書、医師意見書、見積書等により申請していただきます。 ③長寿政策課での書類審査後、決定通知が届きます。 ④決定通知に記載の販売店で購入し、領収書を受け取ります。 ⑤購入費助成金交付請求書、領収書等を提出していただきます。 ⑥請求書に記載された通帳に助成金が振り込まれます。
申請者	本人または家族、法定代理人
申請書類	長寿政策課窓口と市内耳鼻咽喉科に設置、ホームページ添付
その他	① <u>購入前に申請が必要です。</u> ②購入後の申請は、助成金の交付は受けられません。 ③購入時は全額をいったん支払っていただきます。
問い合わせ先	長寿政策課（077-584-5474）

高齢者補聴器購入費助成申請の流れ

ご注意！！

購入する前に申請が必要です。

一旦、購入費を全額支払う必要があります。



①書類準備	・長寿政策課やホームページ等で書類を準備
②耳鼻咽喉科受診	・耳鼻咽喉科の医師を受診 ※聴力レベルが両耳40db以上70db未満と診断されたら申請可能です。 ・医師意見書(様式第2号)の作成を依頼
③補聴器販売店	・医師の意見書を持参し、 <u>認定補聴器専門店</u> で購入する補聴器を決め、対象者あてで補聴器見積書の作成を依頼 ※認定補聴器専門店は「認定補聴器専門店認定システム」で検索するか、右のQRを読み取ってください。 
④申請	・申請書・医師意見書・見積書など必要書類を提出 【提出先】長寿政策課(市役所1階)
申請書等提出後、交付決定(却下)通知書が郵送されます。	
⑤購入	・交付決定通知書に記載された販売店で購入する ・領収書をもらう ※全額を一旦支払う必要があります。
⑥請求	・購入費助成金交付請求書を長寿政策課に提出 ※領収書のコピーや通帳(表紙の裏側)の添付が必要です。
⑦調査	・交付決定時と補聴器使用一定期間経過後にアンケートなどの調査に協力する

【申請・問い合わせ先】

守山市長寿政策課



077-584-5474